平成２５年（フ）第６０３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲699番地１レオパレスウィング尾仲106号
債務者　キャンバスこと　小山　浩行
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　良輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９６７号
福岡市早良区早良５丁目20番12号
債務者　西永　浩之
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６７号
福岡市南区弥永３丁目11番16―101号
債務者　小川　雄一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安永　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１８６号
福岡市博多区東月隈３－１－６―203、住民票上の住所福岡県糸島市志摩芥屋187番地８
債務者　高塚　清志
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１８９号
福岡市博多区那珂１丁目35番33―310号
債務者　中原好太郎
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１０号
松江市宍道町東来待566番地
債務者　武田　勝
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　薫
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３９号
岩手県一関市青葉１丁目５番32号　市営青葉アパート405
債務者　黒澤　和枝
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１３３号
山形市大字大森760番地２
債務者　豊田　利彦
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３４号
山形県村山市楯岡北町２丁目１―16　サンコーポシティＡ―２―２号室、住民票上の住所山形県東根市小林２丁目３番38―21号
債務者　森谷　博幸
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３６号
山形県上山市河崎２丁目１番18号　２号室
債務者　稲毛　雅子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４２号
山形市東原町２丁目18番６号　メゾン斎藤203号
債務者　柴田美千代
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４３号
山形県天童市大字高擶南138番地
債務者　鈴木　節子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４６号
山形市下条町４丁目５番15号　西号
債務者　相座　加代
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４７号
山形県東村山郡中山町大字長崎2257番地
債務者　若林希美子こと　金　祇希
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４８号
山形市蔵王成沢888番地10
債務者　新野　拓也
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１号
秋田県湯沢市三梨町字新処70番地
債務者　藤原はつみ
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２０５号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3638番地３
債務者　モレロ　ルイスこと　モレロ　ルイス　エンリケ　ストルト
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部